

泉南市 2号認定・3号認定利用者負担額

利用者負担額表									
各月初日の支給認定こどもの属する世帯の階層区分				3号 (3歳未満児)		2号 (3歳以上児)			
国区分	市区分	記載階層区分	定 義	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間		
第1階層	A	1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立支援に関する法律による支援給付受給世帯	(円) 0	(円) 0	(円) 0	(円) 0		
第2階層	B	2	A階層を除く市町村民税非課税世帯	0	0	0	0		
第3階層	C	3	A階層及びB階層を除き、市町村民税所得割課税世帯であって、その所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	特 定 世 帯	5,000	3,600	0	0	
				48,600円未満	10,100	7,300	0	0	
第4階層	D1	4	"	特 定 世 帯	6,000	4,300	0	0	
					48,600円以上 61,300円未満	13,500	9,800	0	0
	D2	5	"	特 定 世 帯	7,000	5,000	0	0	
					61,300円以上 72,900円未満	17,500	12,700	0	0
	D3	6	"	特 定 世 帯 (72,900円以上 77,101円未満)	8,000	5,800	0	0	
				72,900円以上 85,300円未満	22,200	16,100	0	0	
D4	7	"		85,300円以上 97,000円未満	27,900	20,200	0	0	
第5階層	E1	8	A階層及びB階層を除き、市町村民税所得割課税世帯であって、その所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯		97,000円以上 122,700円未満	31,600	22,900	0	0
	E2	9			122,700円以上 146,700円未満	39,400	28,600	0	0
	E3	10			146,700円以上 169,000円未満	42,600	30,900	0	0
第6階層	F1	11			169,000円以上 230,700円未満	49,100	35,700	0	0
	F2	12			230,700円以上 269,600円未満	51,100	37,100	0	0
	F3	13		269,600円以上 301,000円未満	55,000	40,000	0	0	
第7階層	G	14		301,000円以上 397,000円未満	57,000	41,400	0	0	
第8階層	H	15		397,000円以上	67,600	49,100	0	0	

2号認定区分（満3歳以上の保育を必要とする子どもの区分）

3号認定区分（満3歳未満の保育を必要とする子どもの区分）

- 1 この表において、当該年の8月分までの利用者負担額は前年度の市町村民税を算定基礎とし、9月分
から翌年の8月分までの利用者負担額は当年度の市町村民税を算定基礎とする。
- 2 B階層からD3階層における特定世帯とは、次の各号のいずれかに該当する世帯とする。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定するひとり親家庭で、現に児童を扶養して
いるものの世帯
 - (2) 次に掲げる障害児又は障害者（それぞれ社会福祉施設に措置されている者を除く。）を有する世帯
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の
支給対象児
 - エ 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害
保健手帳の交付を受けた者
- 3 C階層及びH階層までの階層における地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の所得割
を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則
第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項及び附則第45条の規定は、適用し
ないものとする。
- 4 地方税法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順
次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 5 この表のB階層からH階層までの階層の世帯であって、同一世帯から2人以上同時に保育所（児童福祉法（昭和
22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第2
6号）第1条に規定する幼稚園をいう。）、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供
の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条の規定により認定を受けた施設をいう。）、特別支援学校
幼稚部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している小学校就学前子どもが2人以上いる世帯
の利用者負担の額については、この表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

ただし、世帯の市民税所得割合算額が77,101円未満の世帯（57,700円以上77,101円未満の特定世帯以外
の世帯を除く。）についての子どもの順位の算定方法等は、次の表の（注）によらず次項の規定により算定するも
のとする。

第1順位の子ども	利用者負担額表に定める額
第2順位の子ども	無償
第3順位以降の子ども	無償
（注）入所、入園又は利用している小学校就学前子どものうち、最年長者を第1順位 の子どもとし、最年長者の次に年齢の高い者を第2順位の子どもとし、それ以外 の子どもを第3順位以降とする。	

- 6 前項ただし書の世帯については、順位を決定するときの算定対象となる子どもの範囲は、年齢にかかわらず生計
を一にする子どもとする。